

陳述書

今回原告に名を連ねました_____と申します。裁判にかかわることはおろか、原告になることも初めてのことでございます。そのような私がなぜ今この場にいるかということも含めて少しお話させてください。

左京区でフェアトレードの食材を扱ったカフェレストランを営んで5年になります。それまではいわゆる専業主婦でした。3人のこどもを育てながらこども文庫、心臓病のこどもたちのための保育所の給食作り、生協活動などをしておりました。3人もこどもがいればPTAの役員もしましたし、特に真ん中のこどもがいわゆる不登校で、フリースクールに通わせる親として、そこに行った日も登校扱いにしてほしい、またまったく行政の枠外にあるフリースクールに京都市の施設を無料で使わせてほしいなど陳情したり、自分自身に直接関わることにはある程度の責任をもちたいと行動してまいりました。作り手の顔や暮らしぶりがわかるものを使って食事を提供する店を始めたのもその延長上にあります。

街中のカフェには多様な人々がやってきます。さまざまな情報もたらされます。そんな店に毎日腰を据える中で、社会の状況や政治の動きに目を向ける機会が多くなりました。特に長年住んでおります京都市の教育行政には首を傾げることが多すぎるのです。

店を始めて以来、年に数回、養護学校の生徒たちに職場体験の場を提供しています。本件図書「教育再生への挑戦 市民の共汗で進める京都市の軌跡」にも出てきますが、門川教育長の時代に京都市の特別支援教育は再編成され、就職率100パーセント、特に企業採用をめざす特定のエリート校ができました。その学校の生徒は、3年後をめざしてひたすら職業訓練を受けています。企業就職が手柄とされる価値観の中で生徒たちが従順さを強いられ、不自由な状況にあることを実習の度に実感しています。そもそも教育基本法を変えようとする一連の流れの中で、京都市は道徳教育をはじめとする「美しい国」づくりを率先していました。こどもたちは主権者であり、教育は権利であると考え私は、教育基本法の改悪に大きな懸念を抱いていました。当時門川教育長は国会の場で参考人として、「京都の教育改革の取り組みは改正案の内容と軌を一にしてい

る」と述べ賛成しました。私は現職の教育長であるという自分の立場をわきまえることのできないことにとっても驚きを覚えました。また、「文化力親子タウンミーティング・イン・京都」の折に不公正な抽選を行って特定の応募者を意図的に排除するという信じがたい不正を行ったことにも、強い憤りを感じておりました。

門川大作氏の京都市長選への立候補が報道されはじめ確実となっていく中で、どのような政党や政治団体とも無関係な、市民として関ることだけを前提に、仲間たちと「for-kyoto」というグループを作りました。そしてある候補者を応援しました。選挙後も京都市政に関心を持ち続けようと誰でも自由にかかわれる緩やかな活動を続けています。私たちは選挙運動をするに当たり、いろいろと公職選挙法によって規制があることを認識し、どのようなことをしてはいけないのか、選挙管理委員会に話を聞きに足を運びました。後味が悪くなるようなトラブルは避けたいと大変気を使いながら活動しました。ところが教育委員会は、門川氏の教育長時代のインタビュー記事や写真が掲載された門川氏にとって明らかに宣伝効果のある本を、公費で購入し、学校や教育関係者、PTA、議員、その他へ無償で、しかも氏が立候補を表明した後に配布していたのです。なぜこのようなことがまかり通ったのでしょうか？公務員である教育委員会の中で止めようとした人はなぜ一人もいなかったのでしょうか？そもそも選挙期間の後に配布するのが当たり前です。これが私が最初に感じた疑問です。いくら行政上の目的云々と言ったとしても言い訳にしか聞こえません。仮に門川氏の応援を意図していなかったらとしたら、購入配布の時期、本の内容からして、公職にあるものとして恐ろしく認識が不足し、自覚が欠如していると言わざるを得ません。

私たちはこの件に関して、「市民ウォッチャー」や「オンブズパーソン委員会」の人たちと共に住民監査請求に取り組みました。請求人が短期間で600人以上も集まったことは、やはり市民の感覚からかけ離れたものだったからだと思います。私も代表請求人として知人たちに声をかけましたが、中には、門川氏に投票した人もおりましたし、考えた末棄権した人もおりました、そんな人も請求人になったのでした。

しかし、監査請求の結果もまた、納得のいかないものでした。「本件選挙に係る門川氏の活動にとって有利に働く可能性が否定できないと考えられる」、ある

いは「門川氏を支持する目的を伴っていたとの疑いが生じるのも、無理からぬものと言える」など煮え切らない表現ながら問題を指摘しつつ、しかし、請求は棄却されたのです。それらの問題を最後に教育委員会に対する意見として付記するのみで、不当であるとは認められないと断じた監査委員会とは一体どんな機関なのかが素人の私には理解できません。

この間私が感じた一つ一つの「何故」がこれからの裁判で明らかになってほしいと願っています。そして私のような一市民の目線から発する言葉や思いをも除外しない住民訴訟であってほしい、たくさんの請求人のまなざしを背後に感じながら原告として関わってまいりたいのです。